

徳島県告示第六百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年九月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
川島病院	徳島市北佐古一番町一―三九	社会医療法人川島 会	令和三年七月 三十一日
川島透析クリニック	同 六―一	同	同
吉田医院	同 新内町一丁目一八	吉田 泰	同
門田薬局末広店	同 末広四丁目七―一	有限会社門田薬局	同
トマト調剤薬局蔵本店	同 蔵本町二丁目一	株式会社徳島共和 薬品	同